

新潟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 4 5 号

新潟市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

新潟市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 次に掲げる事務を所掌するため、新潟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 7 2 条第 1 項の規定に基づき同項に規定する事務を処理すること。
- （2） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 5 条の規定に基づき同条に規定する事項を調査審議すること。
- （3） こども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 1 0 条第 2 項に規定する市町村こども計画を定め、又は変更しようとするときに、市長の諮問に応じ、市町村こども計画に係る事項を調査審議すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。